

特29年2項

進歩性の判断基準及び手法（特実審査基準第Ⅲ部第2章第2節2.・3.参照）

① 進歩性の判断に係る基本的な考え方

進歩性の判断の対象となる発明は、請求項に係る発明である。審査官は、請求項に係る発明の進歩性の判断を、先行技術に基づいて、当業者が請求項に係る発明を容易に想到できたことの論理の構築（論理付け）ができるか否かを検討することにより行う。

論理付けを試みる際には、審査官は、請求項に係る発明の属する技術分野における出願時の技術水準を的確に把握する。

② 進歩性の具体的な判断

審査官は、先行技術の中から、論理付けに最も適した一の引用発明を選んで主引用発明とし、所定の手順により、主引用発明から出発して、当業者が請求項に係る発明に容易に到達する論理付けができるか否かを判断する。

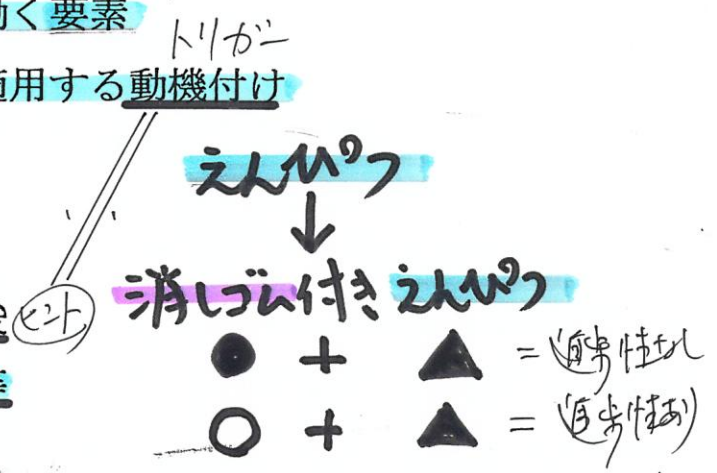
進歩性が否定・肯定される方向に働く要素（特実審査基準第Ⅲ部第2章第2節3.参照）

① 進歩性が否定される方向に働く要素

主引用発明に副引用発明を適用する動機付け

- (a) 技術分野の関連性
- (b) 課題の共通性
- (c) 作用、機能の共通性
- (d) 引用発明の内容中の示唆

- 主引用発明からの設計変更等
- 先行技術の単なる寄せ集め



② 進歩性が肯定される方向に働く要素

- 有利な効果（顕著な効果）
+ の割合が + の割合より + の割合、有利
 - 阻害要因
アイスクリームの天ぷら
- ex. 副引用発明が主引用発明に適用されると、主引用発明がその目的に反するものとなるような場合等
アイスクリームにアイスリット